

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【公表番号】特表2009-522178(P2009-522178A)

【公表日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2009-023

【出願番号】特願2008-548676(P2008-548676)

【国際特許分類】

<i>B 6 5 D</i>	75/30	(2006.01)
<i>B 6 5 D</i>	75/58	(2006.01)
<i>B 6 5 D</i>	75/62	(2006.01)
<i>B 6 5 D</i>	81/20	(2006.01)
<i>B 6 5 D</i>	65/28	(2006.01)
<i>B 6 5 D</i>	65/30	(2006.01)

【F I】

<i>B 6 5 D</i>	75/30	A
<i>B 6 5 D</i>	75/58	
<i>B 6 5 D</i>	75/62	B
<i>B 6 5 D</i>	81/20	K
<i>B 6 5 D</i>	65/28	
<i>B 6 5 D</i>	65/30	

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月22日(2009.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

包装の製造方法であって、

ミシン目状切れ目がそこを通りっている第1層を提供する工程と、

第2層を提供する工程と、

可剥性封止部を備える接着領域を生成するために、封止プロセスによって前記第1層を前記第2層に取り付ける工程と、

前記第1及び第2層の両方を通り、前記第1層の前記ミシン目状切れ目を少なくとも一度横断する横断線状切れ目を施して、前記第1層に少なくとも2つの接着区分を形成する工程と、を含み、

前記封止プロセスによって生成された少なくとも1つの接着区分が、前記ミシン目状切れ目及び前記横断線状切れ目によって規定されるタブを形成し、

前記ミシン目状切れ目に隣接した前記第1及び第2層の少なくとも一部が非接着である方法。

【請求項2】

包装であって、

ミシン目状切れ目がそこを通りている第1層と、

可剥性封止部によって接着領域で前記第1層に取り付けられた第2層と、

前記第1及び第2層の両方を通り、前記第1層の前記ミシン目状切れ目を少なくとも一度横断してタブを形成する横断線状切れ目と、

前記ミシン目状切れ目及び前記横断線状切れ目によって生成される前記タブ内に含まれる前記接着領域内の少なくとも1つの接着区画区分と、を備え、

前記横断線状切れ目及び前記ミシン目状切れ目から形成された前記第1層が、前記第2層の前記接着区分上で保持され、

前記ミシン目状切れ目に隣接した前記第1層及び第2層の少なくとも一部が非接着である包装。

【請求項3】

包装であつて、

ミシン目状切れ目がそこを通っている第1層と、

可剥性封止部によって接着領域内で前記第1層に取り付けられた第2層と、

前記第1及び第2層の両方を通り、前記第1層の前記ミシン目状切れ目を横切って、少なくとも2つの個別接着部分を形成する横断線状切れ目と、を備え、

前記第1層の前記少なくとも2つの個別接着部分が前記第2層に接着される包装。